

# 業務指示書

## インド国トゥルガ揚水発電所建設事業準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月9日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月14日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない、ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入れの代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。  
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電源開発及び系統運用に係る各種調査

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／電源開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水力発電（特に揚水発電開発計画）に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 系統解析/送電計画】

- 1) 類似業務の経験：系統解析/送電計画に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 環境社会配慮（自然環境調査）】

- 1) 類似業務の経験：環境社会配慮（自然環境調査）に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年8月18日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。  
( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。  
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）  
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）  
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの  
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの  
(5) その他（以下に記載の経費）

第2調査の目的・内容に関する事項 6. 業務の内容（17）本邦招聘及び揚水発電事業にかかるセミナーの実施②揚水発電事業にかかるセミナーの実施に記載するセミナー開催にかかる費用

第3業務実施上の条件

3. 現地再委託に記載の(I)環境社会配慮(2)地形・地質調査／水文・気象調査(3)系統解析  
5. 機材の調達に記載される調査用機材（提案あれば）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(INR1 = 1.7392 円, US\$1 = 112.185 円, EUR1 = 127.430 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。  
( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。  
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。  
( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括／電源開発計画
- 系統解析/送電計画
- 環境社会配慮（自然環境調査）

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.08 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月4日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約） :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
インド国トゥルガ揚水発電所建設事業準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／電源開発計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	—	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 系統解析/送電計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 環境社会配慮（自然環境調査）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

インドでは近年の急速な経済成長に伴いエネルギー消費が増加を続けており、中国、アメリカ、ロシアに次いで世界第4位の電力消費国となっている（2014年）。国内の電力供給に関しては、1,114,408GWhの需要に対して供給量は1,090,851GWhと2.1%の不足、供給設備容量もピーク時153,366MWの需要に対して148,463MWと3.2%の不足（いずれも2015年度、インド中央電力庁（Central Electricity authority。以下「CEA」という。））と、2014年度の3.6%（供給量）、4.7%（供給設備容量）から改善傾向にあるものの、引き続き不足している。2016年12月にCEAにより発表された国家電力計画（案）（Draft National Electricity Plan）においても、ピーク時需要の更なる増加が予測されており、その対応策として揚水発電所の建設が挙げられている。また、インドは2015年6月の再生可能エネルギー導入計画において175GWの導入目標を掲げており、他電源の発電所稼働効率の低下や電力系統の安定度低下が懸念されていることから、電力品質の向上に対する需要が高まっている。

インド東部に位置する西ベンガル州は2011年のセンサスによると全国第4位の人口約9千万人を擁し、2015年度のピーク時需要は7,544MWで0.3%の供給不足であった。全国平均に比して電力供給は比較的安定しているものの、国内第5位の経済規模を有する同州は更なる経済発展と電力需要増が見込まれており、2019年のピーク時電力需要は11,172MWと見込まれている。加えて、上述した175GWの再生可能エネルギー導入目標のうち、同州には5,386MWの導入がCEAより割り当てられている。そのため、ピーク時電力需要への迅速な対応に加え、大規模再生可能エネルギー導入に伴い想定される電力系統の不安定化への対応が求められていることから、短時間での起動・停止が容易であり、負荷変動に対する出力調整能力に長けている揚水発電へのニーズは高い。

かかる状況から、同州では「Bandhu 揚水発電計画」や「Kurbera 揚水発電計画」等、揚水発電開発計画の検討を進めており、2017年にJICAが行ったインド国「電力セクター情報収集・確認調査」によれば、計5,040MWの開発計画が存在している。特に、州政府の優先度が最も高い「トゥルガ揚水発電所建設事業」（以下、「本事業」という。）については、事業計画案の策定が先行する形で進められてきた。なお、本事業が揚水を行う際に必要となるオフピーク時の余剰電力については、2022年時点のベースロード発電設備容量が約11,700MWと計画されている一方で、電力消費が最も増加する夏季のオフピーク時需要でも約7,000MWと試算されていることから、十分運用が可能となる見込みである。

このような背景から、インド政府による本事業の要請がなされた。本協力準備調査（以下「本調査」という。）は、インド政府からの要請を踏まえ、本事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国の有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

### 2. プロジェクトの概要

#### （1）事業名

トゥルガ揚水発電所建設事業（Turga Pumped Storage Project）

## (2) 事業目的

本事業は、インド東部西ベンガル州プルリア郡において、揚水発電所を建設することにより、ピーク時需要への対応及び電力系統の安定化を図り、もって同州及び地域系統内の電力品質の改善に寄与するもの。

## (3) 事業概要

- ① 揚水発電所の建設(出力 250MW×4 基、上池建設及び下池拡張含む)
- ② 資機材調達・据付
- ③ 基幹送電網接続用の変電所(400kV GIS 変電所)及び送電線(1.7km)の建設
- ④ コンサルティング・サービス(詳細設計、入札補助、施工監理等)(ショートリスト方式)

## (4) 対象地域

西ベンガル州プルリア郡

## (5) 関係官庁・機関

西ベンガル州配電公社 (West Bengal State Electricity Distribution Company Ltd. (以下「WBSEDCL」という。))

## (6) 本事業に関連する我が国の主な支援活動

プルリア揚水発電所建設事業、スリサイラム左岸揚水発電所建設事業、ウミアム水力発電所改修事業等

## 3. 業務の目的

円借款の要請のあった本事業について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、本事業について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で隨時十分 JICA と協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、インド側関係機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。

ただし、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側

関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 調査実施における JICA 及び実施機関との協議について

成果品のうち、インテリム・レポート（中間報告書）、準備調査報告書（ドラフト）の作成においては、JICA とも協議とともに、特に WBSEDCL を始めとしたインド側実施機関とも内容を協議・確認のうえ、最終化する。また、調査期間を通じて、必要に応じて適宜 JICA と協議を行い、調査の進捗や課題を共有する。

(3) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。

- ① 調達・施工方法
- ② 事業費
- ③ 事業実施機関の実施能力
- ④ 操業・運営／維持・管理体制
- ⑤ 運用・効果指標
- ⑥ 環境社会配慮関連資料

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

(4) 既存調査結果の有効活用

本業務では、「インド国電力セクター情報収集・確認調査」(2016-2017)等における既存調査結果（うち、特に電力セクターにかかるインド及び西ベンガル州の状況、調査対象地域の基礎情報等）、実施機関 WBSEDCL が作成した案件計画(案)

（Detailed Project Report。以下「DPR」という。）、環境影響評価（Environmental Impact Assessment。以下「EIA」という。）の各種調査結果を十分に活用して調査の効率化を図りつつ、より効果的・効率的、かつ環境社会影響を最小化した計画を提案すること。

(5) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)（以下、JICA 環境ガイドライン）が掲げる水力発電セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するため、同ガイドライン上カテゴリ A に分類されている。また本事業はインド政府の定める関連法令（環境保護法（Environment (Protection) Act 1986）等）においても同様にカテゴリ A に分類されている。そのため、かかる法令に基づいて、実施機関は社会影響評価（Social Impact Assessment。以下「SIA」という。）を含む EIA 報告書を作成し、2016 年 6 月には環境森林気候変動省（MoEFCC）により条件付き承認がすでに出ていている。

本業務では、環境社会配慮に係る許認可手続き及び EIA や SIA 等の内容をレビューし、先方政府による必要な手続き（森林クリアランス取得等）を支援するとともに、JICA 環境ガイドラインとインド国内法との違いを整理し、JICA 環境ガイドラインを満足する形で自然環境・社会環境への影響予測と評価、代替案・緩

和策の検討、環境管理・モニタリング計画の提案、簡易住民移転計画（Abbreviated Resettlement Action Plan）の策定支援、ステークホルダー会議の開催支援等必要な補足調査を行う。調査方針については十分に JICA と協議を行うこと。また、調査初期の段階で、用地取得・非自発的住民移転の状況について把握し、JICA に報告すること。

（6）設計・積算の精度

本業務では、先方が作成した DPR のレビュー及び必要に応じて概略設計の修正を行い、円借款事業としての妥当性を判断できるレベルの設計・積算を行う。

（7）本邦技術の活用可能性及び本邦企業への間接裨益

効率的かつ効果的な発電所の建設に資するために、可変速揚水発電機等の日本の先進技術や製品、工法の活用を検討する。日本が比較優位を有する技術の具体的な仕様については、本邦企業にもヒアリングを行った上で特定する。その上で、インドにおける適用可能性、維持管理への影響、インドにおける入札制度と機材調達方法、輸出入規制等との整合性の観点から実現可能性を十分調査し、具体的な提案を行う。また、本事業が完工し供用開始された場合に、どのような裨益効果がありうるのか、情報を収集し整理する。

（8）本邦招聘及び揚水発電にかかるセミナーの開催

本事業では可変速揚水発電機の導入を前提として DPR が作成されている。本事業を要請した西ベンガル州電力局及び実施機関の関係者に日本の有する可変速発電機の技術を知ってもらうため、コンサルタントは本調査中に関係者を日本に招聘し、日本国内の可変速揚水発電所視察及び電機メーカー・商社等との意見交換を行う。

またインドでは電力品質の向上に向けて、系統安定化に資する揚水発電所のニーズ高まっており、他州においても関心が高い。そのため、JICA インド事務所及び電力省（Ministry of Power）等の助言を受けつつ、本調査中にコンサルタントは中央及び他州の電力関連公社を対象とした揚水発電にかかるセミナーを西ベンガル州で開催する。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握し、JICA 南アジア部と調査の方針について協議の上、実際の調査を実施することとする。

（1）インセプション・レポートの作成、協議

- ① 本事業に関する DPR、EIA 等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法、及び作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、インド側実施機関である WBSEDCL に対し、インセプション・レポートの内容を説明し、調査計画に関する合意を形成する。
- ③ この際、先方に説明する 10 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

## (2) 事業の背景及び必要性の確認・検討

### ① インドの電力政策

インド中央電力庁(CEA)が発表している電源開発計画(案)(Draft National Electricity Plan)<sup>1</sup>等を参照し、インド政府及び西ベンガル州政府における電力政策を概観する。特に電力セクターにおける各種エネルギーの位置づけや中長期的な電源構成等を整理し、揚水発電所の必要性を整理する。

また、電源開発計画(案)等で計画された電源開発計画の進捗状況を踏まえて、揚水原資並びに揚水発電所の投入時期を確認し、トゥルガ揚水発電所の位置づけを整理する。

### ② 電力需給

電源開発計画(案)における再生可能エネルギーを含む各種エネルギー開発計画等を踏まえて、全国及び西ベンガル州地域の電力需要(ピーク時及び電力需要量含む)を確認する。また、上記推定を踏まえて、DPRで提案されたピーク供給力、ピーク時間の妥当性の検証を含めて、揚水発電所がピーク時に果たす役割を整理する。この際、ガス火力発電、蓄電池等、その他ピーク時対応電源と揚水発電を経済性、燃料調達可能性等の観点から比較し、優位性を確認するとともに、プロジェクトを実施しない場合の影響についても検討し、揚水発電所建設の意義を整理する。その際、同州のプルリア揚水発電所と本事業の2施設において、DPRでは2022年時点における日単位での電力需給差に伴う余剰電力で揚水可能と試算されているが、その根拠や算出方法等詳細の確認を改めて行うこと。

### ③ 系統解析

本事業で建設する発電所は1,000MWの大型発電所であるため、送電系統における潮流や短絡容量、動的安定度をチェックし、発電所が安定的に運転できるか確認することが必要となる。また本事業の目的及び必要性という観点から、DPRをレビューしつつ、再生可能エネルギー開発計画や送変電網開発計画に基づく本事業完成後の系統を想定した上で、今一度系統解析を行い、本事業が安定度等の電力品質向上に資することの確認を行う。なお、本解析作業については、現地再委託にて実施することを可とする。

### ④ 可变速揚水技術の活用に関するインド国及び西ベンガル州の方針

インド電力省や中央電力庁(Central Electricity Authority)、西ベンガル州電力局等の政策・開発計画における将来を含めた可变速揚水技術活用方針を確認する。また、可变速揚水技術活用の政策・開発計画が決められた背景などを確認することで、インド国及び西ベンガル州において可变速揚水発電所が必要とされる理由を整理する。

### ⑤ 他ドナーの動向

本事業に関連する我が国、及びドナーや国際機関の援助動向、事業内容・教訓を確認する。

<sup>1</sup> [http://www.cea.nic.in/reports/committee/nep/nep\\_dec.pdf](http://www.cea.nic.in/reports/committee/nep/nep_dec.pdf)

### (3) 現行 DPR のレビューと概略設計の修正

以下のとおり、インド側が作成した DPR をレビューし、事業計画、事業費用の妥当性を確認するとともに、必要に応じて概略設計の修正を行う。なおこの際、調査団の意見を一方的に採用することなく、WBSEDCL 等インド側関係者に対し、調査方針や結果を十分に説明し、意向を踏まえて実施すること。

#### ① 水文・地質・気象データのレビュー

DPR にて整理された水文・地質・気象に関するデータを精査し、採用する施設・設備の設計等との間の整合性を確認する。また、必要に応じて追加的な地質調査を検討し、実施すること。なお、同調査は現地再委託にて実施することを可とする。

#### ② 計画諸元及び施設・設備の設計レビュー及び修正

上記①の結果も踏まえ、上池・下池、水路（水圧管路、サージタンク含む）、発電所等の施設・設備について、その位置やレイアウト、設計、仕様等をレビューし、技術的、経済的な観点、及び、自然環境への影響の観点から妥当性を検討する。この際、DPR で検討された代替案も含めて代替案を検討し、計画の修正及び最適化を図る。

#### ③ 本邦技術活用の可能性検討

WBSEDCL が作成した DPR では、トゥルガ揚水発電所に設置される発電機 4 基のうち 2 基については可変速揚水発電機を導入する予定としている。かかることから、2 基導入に至った理由について、対外的に可変速揚水発電機導入の有用性、優位性、必要性の観点から十分な説明が可能なように、政策面に起因する必要性だけでなく、定性的（例えば導入されることで本調査の想定する系統の安定度維持に資する等）及び定量的（例えばケーススタディによる系統解析結果から 500MW の可変速揚水導入が望ましいなど等）な観点から説明可能な根拠情報を収集し、整理する。

また、上記に加え、本邦企業が有する土木工事や機器、資機材に関する先進的な技術について、技術的、経済的な観点、及び、自然環境への影響の観点から適用可能性を検討する。加えて本邦企業への間接裨益についても情報を収集・整理する。

#### ④ 本邦メーカー等へのヒアリング

Pre-Qualification 条件やパッケージング、スペックイン等を検討するため、可変速揚水発電機の納入・据付業者（電機メーカー、商社等、海外で可変速揚水発電機納入・据付実績のある企業）や、その他本邦技術の活用が期待できる機器にかかる納入・据付業者へヒアリングを行う。その際、応札意思や応札にかかるボトルネックについてもヒアリングを行うこと。なお、メーカーヒアリングには JICA も同席することとする。

### (4) インテリム・レポートの作成

以上の調査結果を含むインテリム・レポートを作成し、WBSEDCL 等の関係機関に説明する。この際、先方に説明する 15 営業日前までに JICA に案を提出し、JICA からのコメントを反映して最終化した上で先方に説明すること。

## (5) 事業実施体制

本プロジェクトの事業を実施するに際しての事業実施体制のあり方について検討する（変電所及び送電線建設の事業実施に、同州送電公社（West Bengal State Electricity Transmission Corporation Limited。以下「WBSETCL」という。）等が関わる場合には、関連事業実施機関すべてについて以下の点の確認を行う）。具体的には事業実施機関の以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 本事業に關係する各機関の機能と本事業における役割
- ② 所掌業務、組織構造、人員体制（組織図、役職・部署ごとの人数）の確認（法的な位置づけを含む）
- ③ 財務（予算・支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表等）状況の分析
- ④ 技術水準
- ⑤ 当該類似事業実施の経験
- ⑥ 本事業にかかる維持管理費用とその収入源（キャッシュフロー分析）

## (6) 運営・維持管理体制の検討

本事業で建設した発電所及び送変電施設の適切な運営・維持管理に必要となる事業実施体制について検討する（変電所及び送電線の運営・維持管理に、WBSETCL 等が関わる場合には関連事業実施機関すべてについて以下の点の確認を行う）。具体的には運営・維持管理を行う機関の以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- ① 所掌業務、組織構造、人員体制（組織図、役職・部署ごとの人数）の確認（法的な位置づけを含む）
- ② 技術水準
- ③ 当該類似事業実施の経験
- ④ 維持管理費用とその収入源（キャッシュフロー分析）

## (7) プロジェクト実施スケジュールの検討

調達手続きを含めた詳細設計/施工期間について、月単位のバーチャートにより、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本施工以外の工程（EIA 修正・承認や森林クリアランス取得、用地取得等を含む）を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。加えて、今後の事業実施に向けた具体的な行動計画である Time-bound Action Plan 案の作成を実施機関と共にすること。

## (8) 環境社会配慮

### ① EIA や SIA 報告書のレビュー及び補足調査の実施

JICA 環境ガイドラインに基づき、既存の実施機関作成の SIA や EIA 報告書のレビューを行う。環境アセスメントのレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査(定量的影響予測及びデータの更新を含む)を JICA と協議の上で実施する。レビューの結果必要と認められる場合には、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議

を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。また環境社会配慮助言委員会にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

なお、本事業では大規模な森林伐採及び建設発生土処分が想定されている。そのため、土捨て場の確保やその環境社会影響、森林伐採や土木作業等による動植物への影響、流量変化による水質への影響、下流域住民の水利用や土地利用、生計等への影響等にかかる追加調査等が必要となる可能性がある点に留意すること。

環境影響評価報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。なお、本調査のうち、(ア)の状況確認にかかる情報収集調査は現地再委託での実施を認める。

(ア) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。  
既存のデータが古い場合はデータの更新を行うこと）

(イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認  
a. 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等  
b. JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法  
c. 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割

(ウ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

(エ) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）

(オ) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない（ゼロ・オプション）」案を含む）の比較検討

(カ) 緩和策（回避・最小化・代償を含む）の検討

(キ) モニタリング計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成

(ク) 予算、財源、実施体制の明確化

(ケ) 環境チェックリスト（JICA 環境ガイドライン参照）（案）の作成支援

(コ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者<sup>2</sup>、協議方法・内容等の検討）

## ② 簡易住民移転計画案の作成

本事業では用地取得が生じる想定であり、大規模ではないが住民移転が生じる可能性もゼロではない。そのため、JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、「簡易住民移転計画案」の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下の(ア)～(シ)のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照すること。

また、報告書の作成においては、「カテゴリー B 案件報告書執筆要領（2017年4月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、

<sup>2</sup>女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出すること。

なお、本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案すること。

(ア) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性

(イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果

(ウ) 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果

(エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件

(オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き

(カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

(キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き

(ク) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務

(ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的移転を開始させる実施スケジュール

(コ) 費用と財源

(サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム

(シ) 社会的弱者<sup>2</sup> や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。

なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

### ③ 助言委員会対応支援

JICA が環境社会配慮助言委員会に助言を求めるにあたっては、配布資料の作成、助言委員会委員会での質疑応答、委員のコメントに対する回答案作成等において JICA を支援する。また、JICA と協議のうえ、委員の助言を、調査の方針・内容及び本調査報告書に反映させる。

## (9) 概略事業費と資金計画の検討

### ① プロジェクトの概略事業費の積算

DPR における積算をレビューし、価格上昇、実勢価格、為替レートの変動、及び上記（3）で見直した概略設計を踏まえて、以下の要領に沿って概略事業費の積算を行う。この際、発電所だけでなく、送電線・変電所やアクセス道路といった付帯設備についても概略事業費を積算すること。

### (ア)事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は報告書には記載しない。また、下線部については、その算出方法をJICAから指示することがある。

- a. 本体事業費
- b. 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c. 本体事業費に関する予備費
- d. 建中金利（融資非適格項目）
- e. フロント・エンド・フィー（融資非適格項目）
- f. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）
- g. その他1（融資非適格項目）
  - a) 用地補償等
  - b) 関税・税金
  - c) 事業実施者の一般管理費
  - d) 他機関建中金利（必要に応じて）
- h. その他2
  - a) 完成後の維持管理費
  - b) 初期運転資金
  - c) 移転地整備に係る必要
  - d) 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動に必要な費用
  - e) 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

### (イ)事業費の算出様式

事業費については別途JICAが提供するコスト積算支援システム(Excelファイル)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年に割り振った形式となっている。また機材費及び工事費の積算にあたっては、想定される複数社から見積もりを徴収し、客観的に妥当な価格(市場価格)に基づいて積算を行うこと。加えて、徴収した見積もり及び見積もりの想定について、レポートにてJICAへ報告すること。

### (ウ)準拠ガイドライン

積算にあたっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)を参考する。

### (エ)積算総括表

積算にあたっては、共通仕様書第16条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参考して、積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を得ること。

### (オ)概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を別途JICAが指示する様式に取り纏め、提出する。

## ② 資金計画の策定

資金計画については基本的に以下の項目について、実施スケジュールや実施機関のキャパシティー、州政府の予算割当計画に基づき、適切かつ正確に整理

した上で策定を行う。

(ア)年別資金計画（資金調達計画、JICA融資対象部分の支出計画）

(イ)内外貨区分

(ウ)西ベンガル州政府負担分

#### (10) リスク管理シートの作成

本業務では別途 JICA が提供する「リスク管理シート（Risk Management Framework）」に基づき、案件形成の初期段階における潜在的なリスク事項の特定及び対応策を検討し、シートを作成すること。

#### (11) 調達・施工方法（契約形式）の検討

「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン」（2012年4月）に基づいて、本事業の適切な調達計画を立案する。特に事業実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途 JICA に提出する。

##### ① インドにおける当該類似業務の調達事情

- 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- 可変速揚水発電機導入等本邦企業裨益の可能性あるパッケージにかかる入札と契約にかかる一般事情
- 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般事情
- 現地施工業者の一般事情

##### ② 施工方法、入札手法、契約条件の設定

- 特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命随意契約が必要となる等）の有無
- 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針
- 適用する JICA 標準入札書類、等

##### ③ コンサルティング・サービス

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理）に関し、以下の項目について確認を行った上で、実施機関が作成した Expression Of Interest 案をレビューしつつ、コンサルティング・サービスの内容（TOR 案）とその規模（人月）、評価方法等について検討する。加えて、ショートリストの策定プロセスやプロポーザル評価の承認にかかる権限・プロセス等についても確認すること。TOR 案の作成の留意事項と TOR のひな形は別途 JICA より提示するので、その指示に従うこと。

- International Consultants の採否
- QBS 方式の採否、等

##### ④ 施工業者の選定方針

- PQ : Pre-Qualification 条件の設定
- LCB : Local Competitive Bid の採否
- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- 入札段階（入札図書作成、評価等）の承認プロセス、等

## ⑤ 契約マネージメント

施工中の設計変更への対応等、契約マネージメント上の留意点について、円借款事業または他ドナーの案件等の過去のグッドプラクティスやトラブル事例を参考に調査・分析する。調査対象は、他ドナーの類似案件も含める。モニタリング報告書等の公開されている情報、インド政府側から入手可能な情報に基づき、調査・分析する。JICA 案件については、必要に応じ、情報を入手する。

### (12) プロジェクト実施に当たっての留意事項

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を、類似事業（スリサイラム左岸揚水発電所建設事業、ウミアム水力発電所改修事業他）の事後評価表<sup>3</sup>を参考にしつつ整理する。加えて、本事業の実施期間中の安全対策について留意点を検討・整理する。

### (13) 気候変動対応策の検討

本事業は将来の気候変動を評価・考慮する場合、気候変動による影響への対応につながる気候変動対策（緩和策）を副次目的とする事業と位置づけられる可能性がある。そのため、JICA ホームページ内<sup>4</sup>にある JICA 気候変動対策支援ツールを活用し、気候変動影響に係るリスク評価と、特定されたリスクが本事業によって緩和されるかどうかの分析を行い、緩和策となる可能性について検討をする。特に事業実施前と事業実施後の施設によって影響を受ける周辺地域の気候変動影響リスク及び事業実施後の施設自体の気候変動影響リスクを分析すること。

加えて、事業計画案に対して、施設自体、及び施設周辺地域の気候変動影響リスクをさらに削減するための追加対策（ハード、ソフト含む）を提案し、かかる対策による費用、追加的リスク削減効果を分析するとともに、リスク削減以外のメリット、デメリットを提示する。

### (14) プロジェクトの評価とモニタリング計画の策定

定量的効果については、経済分析（内部収益率（EIRR・FIRR）の算出）を行う。算出方法については可变速揚水発電機導入による便益ももとにすること。また定量的指標（運用・効果指標）について、基準値（2017 年）と共に本事業完成後 2 年を目途とした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業の定量的指標（運用・効果指標）は、年間発電電力量（GWh）、最大出力（MW）、送電端発電量（GWh）、出力変化速度（%/分）、ピーク時／オーフィーク時電力需要格差（MW）、計画・計画外停止時間（時間／年）等を想定しているが、コンサルタントは本事業の特性を踏まえて、指標案を提案すること。

定性的効果については、ピーク時電力需要への対応、電力系統安定化への貢献、産業発展、住民生活の向上等を想定しているが、これについてもコンサルタントは本事業の特性を踏まえ、指標案を提案すること。

定量的効果、定性的効果とともに基準値及び目標値の設定とともに、基準値・目標値の算出方法の明記をすること。加えて、算出に必要なデータ入手手段やモニタリング手法、モニタリング計画等についても提案を行うこと。

<sup>3</sup><https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

<sup>4</sup>[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)

(15) 入札図書作成にかかる情報収集・整理及び助言

本邦企業裨益の可能性がある機器に関し、収集した仕様や実績等の情報を整理する。加えて、当該パッケージの契約について、インド及び日本を始めとする諸外国の入札資料事例を収集し、本事業における入札図書作成に際して必要となる情報を整理し、入札図書を作成する実施機関に対し、助言を行うこと。

(16) 準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果を準備調査報告書（ドラフト）として取り纏め、インド政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する。

(17) 本邦招聘及び揚水発電事業にかかるセミナーの実施

① 本邦招聘の実施

コンサルタントは2018年5月頃に、本事業の実施に関与することが想定される西ベンガル州電力局及び実施機関職員6名程度を1週間程度、日本に招聘し、日本国内の可変速揚水発電所視察及び電機メーカー・商社等との意見交換等を行う。コンサルタントは「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月版）<sup>5</sup>に則り、当該本邦招聘に関し、以下の業務を行うこととする。なお、被招聘者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招聘者の引率、簡単な通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

(ア)招聘の背景・経緯、目的の整理

招聘実施3カ月前を目途に、JICAが招聘の背景・経緯や目的について取り纏めるための基礎情報の整理を行い、JICAに提出する。

(イ)被招聘者の人選への支援

被招聘者の人選はJICAと先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割等を勘案の上、JICAが被招聘者リストを3カ月前までに作成できるよう人選に係るアドバイス等を行う。

(ウ)招聘カリキュラムの作成

招聘実施3カ月前を目途に、招聘カリキュラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICAの基本的な了解を得る。

(エ)面談者・見学先等の手配

JICAの了解を得た招聘カリキュラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。

(オ)招聘に係る関連資料の作成

招聘カリキュラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を英文で作成する。

(カ)被招聘者への来日前説明への支援（タイミングよく現地業務がある場合）

被招聘者への来日前の説明は、JICAが行うが、受注者は当該説明会に同席し、招聘カリキュラムや日程/行程（案）について、説明を補佐するものとする。

<sup>5</sup>[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqq3-att/tra\\_201607\\_guide.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000pwqq3-att/tra_201607_guide.pdf)

(キ) 招聘カリキュラムの実施

招聘カリキュラムや日程/行程（案）に基づき、招聘を実施する。原則として、招聘の全行程において、受注者の業務従事者が同行するものとする。

(ク) 招聘実施報告書の作成

招聘の実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICAに提出する。

なお、招聘プログラムの実施に関する費用は『見積』として計上すること。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めない。

② 揚水発電事業にかかるセミナーの実施

JICA インド事務所及び電力省（Ministry of Power）等の助言を得つつ、中央及び他州の電力関連公社を対象とした揚水発電にかかるセミナーを 2018 年 6 月頃にコルカタで開催する。コンサルタントは「インド電力セクター基礎情報収集調査」の揚水発電にかかる調査結果を参考に、実施機関の協力を得つつ、人選やプログラム作成、セミナー資料作成、会場手配等を行う。中央及び他州の電力関連公社の招待者へのレターについては JICA が発出することとする。本セミナー開催にかかる費用は『別見積』として計上すること。

(18) 準備調査報告書の作成

インド政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明した際の協議内容やコメントを反映させ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

## 7. 成果品等

(1) 成果品

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。共通仕様書第 6 条に記載のある業務実施計画書は、第一回渡航までの期間が短いため、本業務では作成・提出は不要とする。なお、本契約における成果品は準備調査報告書及びデジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

＜インセプション・レポート＞

記載事項： 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、  
便宜供与依頼内容等

提出時期： 調査開始後半月以内（ドラフト提出は現地調査  
10 営業日前）

部 数： 和文 5 部、英文 7 部（簡易製本）

＜インテリム・レポート＞

記載事項： プロジェクトの背景・経緯、対象プロジェクトの  
現況調査と課題の抽出等

提出時期： 調査開始 3 ヶ月以内を目処（ドラフト提出は現地  
調査 15 営業日前）

部 数： 和文 5 部、英文 7 部（簡易製本）

＜準備調査報告書（ドラフト）＞

記載事項： 調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期： 調査開始後 6 ヶ月以内

部 数： 和文 5 部、英文 7 部（簡易製本）

＜準備調査報告書＞

記載事項： 調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期： 準備調査報告書（ドラフト）に対するインド側  
コメント提出から 3 か月以内

部 数： 和文（製本版）6 部 CD-R 3 部

和文アドバンス※（簡易製本版）2 部 CD-R 1 部

英文（製本版）8 部 CD-R 3 部

英文アドバンス※（簡易製本版）2 部 CD-R 1 部

※JICA 環境ガイドラインでは、準備調査報告書は、完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。しかしながら、同報告書には一定期間非公開となる情報が含まれるため、一定期間非公開となる情報を除いたアドバンス（簡易製本版）を作成することと。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、JICA と十分に協議の上決定する。

- a. コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- b. 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。
- c. 民間企業の事業や財務等に関わる情報。

＜デジタル画像集＞

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R 3 部

（2） 報告書の作成・印刷仕様

- ① 協力準備調査報告書以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- ② 協力準備調査報告書の印刷仕様及び電子化ファイルの作成しようは「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。

（3） 収集資料

現地業務時に収集した資料及びデータは分野別・項目別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上でデータの収集が可能なものについては、情報源として使用した URL を記載する。また、実施機関や企業から徴収した見積りや契約実績についても、資料として提出すること。

**(4) 調査業務報告書**

JICA 規定による調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 15 日までに JICA 南アジア部に提出する。

**(5) 報告書作成にあたる留意点**

- ① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。加えて、多くの情報収集及び分析が必要になるが、コンサルタント内でまず十分に論点の整理及び十分な分析を行った上で、記載すること。
- ② 英文についてネイティブ・スピーカーによるチェックを十分に行い、読みやすいものとすること。
- ③ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め提出を求めたものについて提出する。
- ④ 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ⑤ 報告書作成の際、あとで JICA が参照先をトレースできるように、具体的な統計データや参照した文章に関しては出典を忘れずに記載すること。

### **第3 業務実施上の条件**

#### 1. 業務の工程

本調査は2017年9月下旬より業務を開始し、2018年3月下旬までに準備調査報告書（ドラフト）、7月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。また2018年5月頃に本邦招聘、6月頃にセミナーを実施する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

合計 約32.58M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ① 総括／電源開発計画（2号）
- ② 系統運用
- ③ 系統解析／送電計画（3号）
- ④ 揚水発電計画／水力土木（施工計画・積算）
- ⑤ 送変電設備設計
- ⑥ 機械設計
- ⑦ 地形・地質
- ⑧ 水文・気象分析
- ⑨ 環境社会配慮（自然環境調査）（2号）
- ⑩ 環境社会配慮（社会調査）
- ⑪ 経済財務分析
- ⑫ セミナー・招聘実施支援／業務調整

#### 3. 現地再委託

以下の項目については、業務実施上の必要に応じ、現当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。現地再委託に当っては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

なお、現地再委託の経費については、その数量を契約時点で設定することが困難であるため、現地調査を踏まえて数量を確定することとする。そのため、当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

- (1) 環境社会配慮
- (2) 地形・地質調査／水文・気象調査
- (3) 系統解析

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 4. 配布・閲覧資料

配布資料： 西ベンガル州電力公社作成 DPR 及び EIA

閲覧資料： JICA「インド国 電力セクター情報収取・確認調査<sup>6</sup>」（2017年1月）  
CEA「電源開発計画（案）（Draft National Electricity Plan）」<sup>7</sup>

#### 5. 機材の調達

本調査においては特に機材調達は想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。機材調達に当っては、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」（2012年4月）に従い、受注者はニーズの把握・機材選定、機材仕様書作成、機材調達、輸出手続き、現地陸揚げ港までの輸送を一貫して行うこととする。なお、購入された資機材は、機構より受注者への貸与とする。受注者は、機構の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。当該経費の見積りについては参考見積りとするため、分けて見積もること。

#### 6. インド国便宜供与内容

実施機関からの調査団への便宜供与は以下を想定している。

- (1) 安全管理に関する情報提供
- (2) 医療サービス利用の支援
- (3) 関連する調査に関する情報・データの提供
- (4) カウンターパートとなる担当者の設置
- (5) 現地調査における立ち入り許可
- (6) 移動手段確保の支援

#### 7. その他

##### (1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録することとし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特にサイト視察等に伴う移動や地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、以下の対応を行い、必要な経費を計上すること。

- ① 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に JICA に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに JICA に報告を行うこと。特に現地滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA インド事務所にも報告すること。
- ② 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデ

<sup>6</sup> [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/640/640/640\\_107\\_12270625.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/640/640/640_107_12270625.html)

<sup>7</sup> [http://www.cea.nic.in/reports/committee/hep/hep\\_dec.pdf](http://www.cea.nic.in/reports/committee/hep/hep_dec.pdf)

ータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。

- ③ 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切に取られるよう、必要な策を講じた契約を行うこと。
- ④ 現地での調査実施に当たっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従うこと。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、JICA 本部安全管理部による安全管理ブリーフを受けること。
- ⑤ 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

## （2） インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インドの国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適当な場合には、JICA 南アジア部と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

- ① 国連地図<sup>8</sup>を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。（国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン<sup>9</sup>を参照）。
  - ア) データの参照元が国連である
  - イ) 当該加工は JICA によるものである、
  - ウ) 領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない<sup>10</sup>
- ② 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土であるかを示さない((1)で示した国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。
- ③ 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、(2)同様に、領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

## （3） 複数年度契約

<sup>8</sup> <http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

<sup>9</sup> <http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>

<sup>10</sup> 記載例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA

本調査については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上